

教育委員会告示

- 博物館の登録の変更29
○同 上29

警察本部公告

- 随意契約の相手方等の公示30

告 示

兵庫県告示第 1212 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成17年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する
京都府京田辺市
- 2 認可年月日
平成17年11月1日

兵庫県告示第 1213 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社 通信機製作所
尼崎市塚口本町8丁目1番1号
所長 安 井 正 彰
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社 通信機製作所
尼崎市塚口本町8丁目1番1号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	現像処理フィルム面積 56㎡/日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時15分～19時15分 3時間
使用時間の季節的変動の概要		な し

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7	6
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg / L)	1 未満	1 未満
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg / L)	1 未満	1 未満
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg / L)	1 未満	1 未満
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg / L)	12	20
	りん 含 有 量 (単 位 mg / L)	0.1未満	0.1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.3	0.5

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年11月15日から同年12月6日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境局水質課及び尼崎市美化環境局環境対策部公害対策課

兵庫県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成17年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 小野東土地改良区

氏 名	住 所
松 井 一 郎	小野市中谷町520番地
岩 井 潔	同 市中谷町108番地の1
岸 本 敏 郎	同 市池田町290番地
田 中 久 雄	同 市曽根町110番地の1
松 本 昌 幸	同 市曽根町255番地
井 上 守 一	同 市脇本町163番地
久 後 義 晴	同 市小田町383番地
岸 本 博	同 市小田町1691番地
藤 井 幸 雄	同 市小田町641番地の1
柏 木 利 行	同 市船木町588番地
藤 原 征 二	同 市船木町58番地の2
藤 原 新 一 郎	同 市菅田町449番地
藤 原 昭 信	同 市菅田町139番地
大 野 忠 治	同 市中番町139番地
小 東 一 見	同 市福住町164番地の1

小	紫	誠	一	同	市住吉町55番地
小	林	榮	忠	同	市住吉町686番地
石	井	勇	夫	同	市久保木町214番地
石	井	宏	明	同	市久保木町1033番地の 3

2 加西中部土地改良区

氏	名	住	所	
村	上	喜	昭	加西市琵琶甲町338番地
井	上	敏	之	同 市玉丘町146番地の 1
清	水		弘	同 市玉丘町268番地の 1
玉	田	忠	男	同 市玉野町567番地
西	脇		博	同 市玉野町389番地
森	田	良	幸	同 市玉野町847番地
岩	佐		政	同 市豊倉町799番地
岩	佐		隆	同 市豊倉町785番地
岩	本	幸	一	同 市豊倉町374番地
後	藤	正	道	同 市豊倉町299番地
田	中	千	秋	同 市上宮木町368番地
別	府	信	之	同 市上宮木町66番地
山	本	正	明	同 市鶴野町1052番地の 1
田	中	光	顕	同 市鶴野町997番地
蓬	萊	歳	晃	同 市野条町151番地
蓬	萊	文	昭	同 市野条町434番地の 2
蓬	萊	美	壽	同 市野条町284番地の 1
村	上	重	義	同 市琵琶甲町319番地

兵庫県告示第 1215 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成17年11月4日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
集落基盤整備事業	上 津 橋 地 区	平成17年11月15日から 同 年12月5日まで	神戸市西区役所

兵庫県告示第 1216 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。